

## 手続きの流れ

### 1) 審査・発行の条件

#### (1) 業務の対象

住宅性能証明書の発行業務の対象は、住宅の新築とします。また、新築の場合、申請の時期は着工前、着工後を問わないものとし、原則、現場審査時期前とします。

#### (2) 適合審査の実施者

適合審査の実施者は、住宅品質確保法第 13 条に定める評価員で弊社において評価員として選任されている者又は建築基準適合判定資格者で弊社において確認検査員として選任されている者とします。

### 2) 業務の引受

- ・申請者から住宅性能証明適合審査の申請があった場合は、住宅性能証明書審査申請書の正本及び副本に、それぞれの必要図書が添付されていること及び以下の事項について確認します。
  1. 申請のあった住宅が、機関の定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること。
  2. 申請のあった住宅の建て方（一戸建ての住宅か共同住宅等）の確認をすること。
  3. 申請に評価書等の添付がある場合は、その書類の確認をすること。
  4. 提出図書の不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- ・提出図書に特に不備がない場合には申請者に対して引受承諾書及び請求書を交付します。

### 3) 図面審査の実施

- ・省エネ性又は耐震性の基準に適合していることを提出図書により審査します。提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めます。審査方法は設計住宅性能評価（新築）の実施方法に準じます。なお、弊社において交付した評価書等（設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、フラット 35S 適合証明書等）により、省エネ性又は耐震性の基準に適合していることが確認できる場合には、審査を省略することができます。

#### 4) 現場審査の実施

- ・省エネ性又は耐震性に関して提出図書等と現場の整合性を審査します。目視、計測、施工関連図書等の確認（工事写真の確認、ヒアリング等を含む）により現場審査チェックシートに沿って行います。

現場審査の時期は、以下のとおりとします。

◆省エネ性 断熱材施工完了時

竣工時

◆耐震性 基礎配筋工事完了時

躯体工事完了時

※共同住宅については別途ご相談ください。

#### 5) 住宅性能証明書の発行

- ・図面、現場審査が完了し、基準に適合していると認める場合、入金がされたことを確認し、申請者に対して住宅性能証明書を発行します。
- ・提出図書の内容が基準と不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、申請者に対して住宅性能証明書不適合通知書を発行します。
- ・証明書等の発行は、申請書及び提出図書の副本を1部添えて行います。